

国民年金 こんなときは、こんな届出を！

就職や転職、結婚、退職などにより国民年金の加入のしかたが変わります。届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。届出に必要な添付書類については、届出先におたずねください。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同様の手続き)	市区町村
結婚や退職等で配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市区町村
配偶者(第2号被保険者)が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局など取扱金融機関・社会保険事務所・市区町村
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	社会保険事務所
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市区町村
30歳未満で保険料を納めるのが困難なとき	若年者納付猶予の申請をする	市区町村
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村
住所や氏名が変わったとき	住所、氏名変更の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
障がいになったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者→市区町村 初診日に第3号被保険者→社会保険事務所 20歳前に障がいになった場合→市区町村
加入中に死亡したとき	国民年金加入中→遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市区町村
定額以上の保険料を納めたい	付加保険料の手続きをする	市区町村
	国民年金基金に加入する	国民年金基金 ☎0120-65-4192
受給資格期間(原則として25年)を満たしていない、満額に近づきたい、海外に居住しているとき	任意加入の手続きをする	市区町村 現在、海外に居住している→社会保険事務所

*第1号被保険者 自営業、農林漁業、アルバイト、無職の方、学生などで20歳以上60歳未満の方
 *第2号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の方
 *第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

問い合わせ 町民課年金係 ☎ 232-4914
 熊本西社会保険事務所 ☎ 355-3261

社会保険庁ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/>

障がいをお持ちの皆さまへ

福祉課からの
お知らせ

町では障害者自立支援法のもと、「地域生活支援事業」を行っています。ここでは、各種サービスの紹介と就労支援についてお知らせします。

■地域生活支援事業サービスの種類と内容

- 移動支援……障がいなどにより移動が困難な方に対し外出支援を行います。
 - 日中一時支援……障がい者などを福祉施設において日中一時的にお預かりします。
 - 訪問入浴サービス……入浴が困難な方へ入浴車と介護者により入浴介助を行います。
 - 日常生活用具給付……障がいなどに応じ自立支援用具(ストマ、杖など)を給付します。
 - コミュニケーション支援……聴覚言語障がい者などの要望に応じ手話通訳者などを派遣します。
 - 自動車運転免許取得・改造助成……助成該当者に対し免許取得・改造費用の一部を助成します。
- ※費用負担など詳しくは、福祉課福祉係までお問い合わせください。

地域活動支援センター(委託事業)

創作活動など日中活動の場の提供や地域との交流を促進することにより、障がい者の地域生活支援を図ります。

問い合わせ きくよう地域生活支援センター ☎ 232-8518

相談支援事業(委託事業)

障がい者やその保護者に対し、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な相談・援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようお手伝いします。

問い合わせ 障がい者相談センター ☎ 227-7010

● 障害者就労継続サポート事業の継続実施について ●

菊池圏域の4市町では、障がいのある方の地域での自立した生活を支援するため、平成19年4月から就労継続支援金を支給してきましたが、この度、雇用情勢の悪化により障がい者の雇止めなどが行われていることから、対象者を拡大し引き続き継続実施することにしました。

内容

この事業は、工賃などを得ながら、障害福祉サービスを利用されている方に対し、就労継続支援金を支給するものです。

就労継続支援金	
支給額(月額)	サービス利用日数×350円

※ただし、負担上限月額を限度とします。

対象者

この事業の対象となる方は以下のサービスを利用し、かつ自己負担のある方です。

対象となるサービス
就労移行支援事業
就労継続支援事業(A型)非雇用型
就労継続支援事業(B型)
旧法施設支援(通所)

● 第2期障がい福祉計画について ●

町では、この度第2期障がい福祉計画を策定しました。

計画は福祉課、武蔵ヶ丘支所、町民センターなどの窓口でご覧になれます。また、町のホームページにも掲載していますのでご覧ください(4月中旬予定)。

● 就労相談・生活支援について ●

障がいのある方の就労に関する悩みや心配事などは県北部しょうがい者就業・生活支援センターがまだすにお問い合わせください。

問い合わせ ☎ 0968-25-1899



問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎ 232-4913